

(名称・連絡先)

第1条

本会は「文京区書道連盟」と称し、事務所を事務局方に置く。

(目的)

第2条

文京区書道連盟展等の開催を通じて会員の書文化への理解の向上と親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条

本会は前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

1. 文京区書道連盟展を年1回開催する。
2. 文京区主催の書道展へ出品する。
3. その他、前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

(会員資格)

第4条

本会の会員は、原則として文京区内に在住、在勤し、本規約第2条の目的に賛同する者で、総会において入会承認を得た者とする。

(総会)

第5条

定時総会は、毎年6月に開催するものとする。但し、理事会で決定した場合、あるいは全会員数の1/4以上の会員が要求した場合は、臨時で開催しなければならない。

(総会の議案)

第6条

次の事項については、総会の決議を要するものとする。なお、提出する議案は、事前に理事会の承認を得たうえで理事会が提出するものとする。

但し、全会員数の1/4以上の会員が理事会提出の議案以外の議案の上程を要求した場合は、理事会の諾否に関わらず、当該議案を総会に諮らなければならない。

1. 事業報告・決算報告・監査報告の承認
2. 事業計画・予算計画の承認
3. 理事会各役員の選出及び解任
4. 規約の改定
5. 入会承認
6. 本会の重要資産の取得・処分
7. その他理事会が必要と認めた事項

(総会決議)

#### 第7条

総会決議は、全会員の過半数の出席を要し、出席会員の過半数の賛成をもって行う。  
委任状による代理出席並びに議決権の行使はこれを認める。

(理事会)

#### 第8条

本会は、会の円滑な運営を図るため理事会を設け、年2回（6月と12月）開催する。  
理事会は、総会の委任を受け、本会業務の執行を行うものとする。

(理事会の構成)

#### 第9条

理事会は、次の役員にて構成され、各役員は、総会にて承認されることを要する。

1. 理事長1名、常任理事5名、理事7~8名
2. 会計1名、会計補佐1名、会計監査1名を常任理事・理事から選出する。
3. 顧問(若干名)、参与(若干名)

なお、各役員の人数は総会決議で変更することができるものとする。

但し、任期途中でやむを得ない事情で役員を退任した場合の欠員の補充は、理事会の運営に支障がないと理事会が判断した場合、実施しないことができるものとする。

(各役員の実任と権限)

#### 第10条

1. 理事長 本会を代表するとともに、本会、総会、理事会の運営に責任を負う。
2. 常任理事 特に深い見識をもって、理事長を補佐し理事会の運営に当たる。
3. 理事 深い見識をもって、理事会の運営に当たる。
4. 名誉顧問・顧問 理事会に出席し、多彩な経験と深い見識をもって適切な助言を行う。  
但し、理事会の議決権はこれを有しない。
5. 会計・会計補佐 本会の資産、資金を管理するとともに、適切な手続きにより支出を行う。  
予算計画の策定、決算報告を行う。
6. 会計監査 支出が適切な手続きにより行われていること並びに決算報告書が適切であることを監査する。

(理事の任期)

#### 第11条

理事の任期は2年とする。再任は妨げない。

但し、総会決議により、任期途中で解任することができるものとする。逆に、死亡または重大な障害が発生した場合を除き、本人の申出に拠らない場合、解任には総会の決議を要するものとする。

(理事会の決議)

第12条

次の事項については、理事会の決議を要する。

理事会決議は、理事の過半数の出席を要し、出席理事の過半数の賛成をもって行う。

やむを得ない場合を除き、委任状による代理出席並びに議決権の行使はこれを認めない。

1. 総会への付議事項
2. 会員の退会承認
3. その他、必要な事項

(会計)

第13条

本会の運営は会費その他の収入によって賄う。

1. 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
2. 役員・会員は、年会費として5,000円を本会へ納入する。
3. 役員・会員は、その他目的を達成するために必要な経費を納入する。

(会員の入退会)

第14条

入会は、総会において理事会推薦案を審議し決定する。また、退会は次のとおりとする。

1. 本人より退会の申し出があった時
2. 会費を2ヶ年納入しなかった時
3. 文京区書道連盟展へ連続して3回出品しなかった時
4. 連盟の運営を著しく妨げる行為があったと理事会で判断した時

(規約の発効)

第15条

本規約は昭和58年5月29日より施行する。

〔附則〕昭和59年9月30日改定

昭和60年6月2日改定

平成7年6月18日改定

平成8年6月16日改定

平成28年6月12日改定

令和4年6月12日改定